

令和4年第6回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和4年12月 7日（水）
  - 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
  - 3 開 議 令和4年12月15日（木）（午前9時00分）
  - 4 出席議員 (13名)
    - 1番 福田 泰生      2番 渡邊 昌行      3番 谷口 和也
    - 4番 井上 容子      5番 前川さおり      6番 山路 善己
    - 7番 中西 友子      8番 北 守      9番 坪井 信義
    - 10番 山口 和宏      11番 奥川 直人      12番 風口 尚
    - 13番 小林 豊
  - 5 欠席議員 なし
  - 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名  
町 長 辻村 修一      副 町 長 田間 宏紀      教 育 長 中西 章  
会計管理者 藤川 健      総務政策課長 中村 元紀      税務住民課長 山下 健一  
保健福祉課長 奥野 良子      産業振興課長 里中 和樹      建設課長 真砂 浩行  
教育事務局長 梅前 宏文      上下水道課長 平生 公一      病院老健事務局長 竹郷 哲也  
地域づくり推進室 中川 泰成      防災対策室長 見並 智俊      地域共生室長 中西扶美代  
生活環境室長 山口 成人      監 査 委 員 大西 栄
  - 7 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 中西 豊      同 書 記 宮本 尚美      同 書 記 中村 修穂
  - 8 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 7番 中西 友子 君
  - 9番 坪井 信義 君
- 第 2 議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について  
(討論・採決)
- 第 3 議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定について  
(討論・採決)
- 第 4 議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定について (討論・採決)
- 第 5 議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部  
改正について (討論・採決)
- 第 6 議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について  
(討論・採決)
- 第 7 議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について (討論・採決)
- 第 8 議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部

- 改正について (討論・採決)
- 第 9 議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(討論・採決)
- 第10 議案第87号 玉城町農業集落排水設備支援事業基金条例の一部改正について  
(討論・採決)
- 第11 議案第88号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について  
(討論・採決)
- 第12 議案第89号 三重州市町総合事務組合規約の変更に関する協議について  
(討論・採決)
- 第13 議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算 (第6号) (討論・採決)
- 第14 議案第91号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)  
(討論・採決)
- 第15 議案第92号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第3号)  
(討論・採決)
- 第16 議案第93号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)  
(討論・採決)
- 第17 議案第94号 令和4年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第2号)  
(討論・採決)
- 第18 議案第95号 令和4年度玉城町水道事業会計補正予算 (第2号)  
(討論・採決)
- 第19 議案第96号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第2号)  
(討論・採決)
- 第20 発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開会)

#### ◎開会の宣告

○議長(風口 尚) ただ今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、令和4年第6回玉城町議会定例会3日目を開会します

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(風口 尚) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

7番 中西 友子 議員

9番 坪井 信義 議員

の2名を指名いたします。

◎日程第2 議案第79号から日程第7 議案第84号

○議長（風口 尚） 次に、次に、日程第2 議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、ないし、日程第7 議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題とします。

各議案につきましては、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されております。

これから、総務産業常任委員会の委員長報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

総務産業常任委員会 山路善己委員長

○総務産業常任委員長（山路 善己） 議長から 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました議案6件について、12月12日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席のもと7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、委員から、部分休業時間について30分を単位とするのか。また、現在の再任用職員については設けていなかったのか。との質問に対し

執行部所管課長から、高齢者の部分休業は30分を単位として取得できる。現在の再任用制度では、フルタイム雇用はないため、部分休業に関する条例は制定していなかった。との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定について、担当課長からの追加説明のあと、委員から、農業集落排水特別会計を公営企業化することに伴い、利用者に不平等が生じることはないか。管理面についてはどうか。また、以前からの課題である浄化槽利用者との不平等も解消できるよう検討されたい。との質問に対し、

執行部所管課長から、利用者に不平等が生じることはない。

管理面については、公共下水道は、伊勢市、明和町とともに流域下水道として取組んでいる。農業集落排水については、個々の集落単位では、どうしても処理単価等、割高になる。今回、公営企業化することで、経営状況が明確になり、今後、農業集落排水事業での将来的な計画についても生かせると考えている。との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定について、委員から、公営企業は独立採算制が原則であるが、下水道事業は一般会計からかなりの額の補填を受けている。物価高騰もあり一般会計は増額補正をしているが、この条例制定を機会に使用料増額についての検討はなかったのか。また、一部構造上の条項が規定されているが、条例の主旨の管理に含まれるのか。との質問に対し、執行部所管課長から、使用料改定については、令和4年4月から実施している。宅内排水設備の構造上の記載については、使用者が排水をする際に必要となる主な事項を記載している。詳細は規則で定めている。との答弁でした。

質疑を終了し討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正について、委員から、井戸水を使用した場合の測定機器の仕様について、規則等で規定されているのか。との質問に対し、執行部所管課長から、個々の井戸水使用の測定機器設置は、一般家庭では設置していない。井戸水使用の家庭の料金算出は、別表による汚水算定表に基づいている。との答弁でした。

議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について、及び議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚） 以上で、総務産業常任委員会の委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会の委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

討論はありませんので省略します。

これから、議案第79号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員であります。

よって、議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定についての討論を行い

ます。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第80号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって、議案第81号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第81号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって、議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第83号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって、議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第84号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

よって、議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

挙手多数であります。

したがって、議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の

一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

したがって、議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第87号 玉城町農業集落排水設備支援事業基金条例の一部改正についてを議題とし、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

したがって、議案第87号 玉城町農業集落排水設備支援事業基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第88号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とし、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

したがって、議案第88号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減

少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第89号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

したがって、議案第89号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第90号から日程第19 議案第96号

○議長(風口 尚) 次に、日程第13「議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第6号)」ないし、日程第19「議案第96号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)」を一括議題にします。

各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

予算決算常任委員会 谷口和也委員長

○予算決算常任委員長(谷口 和也) 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各会計補正予算の議案について、委員会審査の経過並びに結果を報告します。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第6号)ないし議案第96号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)について、合計7件の議案審査を総務産業常任委員会閉会后、町長、副町長並びに教育長、また関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項、及び結果を報告します。

まず、議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第6号)では、債務負担行為補正においては、中央公民館窓口等業務の委託について。繰越明許費においては、電気自動車購入費の繰越理由など質疑がありました。



歳入では、地方特別交付税の増額の要因。ふるさと応援寄付金の実績と見込みについて。歳出、総務費では 電気料金の値上げに対し質疑がありました。各公共施設の増額見込みとESP業務手数料の減額理由、協働まちづくり事業交付金増額に対する具体的な事業内容と周知について。

役場駐車場舗装整補修工事請負費の新規計上、将来の電気自動車に対する充電設備も考慮しているかなど工事内容の説明を求めました

伊勢鉄道負担金の増額については、具体的な改善計画及び方向性についての質疑がありました。

民生費において、特定教育費・保育施設型給付費、および子どものための教育・保育給付費については状況と実績。町としては初めて実施した全国在宅障害児・者実態調査の実施内容について質疑がありました。

衛生費において、新型コロナウイルス感染症給付金増額に対する現在の給付状況と、交付金としての考え方、今後の方針、また、子宮頸がんワクチン予防接種の対応についての質疑がありました。

農林水産費については、今回、新規計上である、国が進める国産小麦の支援事業「米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金」の支援内容の詳細についての質疑のほか、商工費では、観光協会への補助金の内容について質疑がありました。

土木費では、歳入の地籍調査県負担金の減額理由も含め、計画に対する達成状況。

教育費では、小中学校のトイレ洋式化改修工事において、洋式化に対するこれまでの方針の違いについて質疑がありました。

その他、各経費について詳細な質疑がなされました。

本案に対しての討論はなく、採決の結果、挙手全員で、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号 令和4年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ないし議案第96号 令和4年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）については、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚） 以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

す。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第90号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第6号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第91号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第91号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第92号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第92号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3

号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第93号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第93号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号 令和4年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第94号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第94号 令和4年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号 令和4年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号) についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第95号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、「議案第95号 令和4年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 令和4年度玉城町下水道事業会計 補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」の声あり）

討論はありませんので省略します。

これから、議案第96号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第96号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 発議第12号

次に、日程第20 発議第12号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、令和4年第6回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

辻村町長

○町長（辻村 修一） 閉会にあたり挨拶をさせていただきます。今期定例会提案のすべての議案について承認をいただきました。厚くお礼申し上げます。今後予算の執行に努めてまいります。最近少し寒い日が続いておりますけれども、議員のみな様、町のみな様におきましても、特にこの年末年始、健康にご留意いただきまして、良き新年を迎えられますことを心から祈念申し上げ閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今期定例会は去る7日から開会いたしまして、本日まで9日間に亘り町政当面の諸議案件についてご審議いたしました。ただ今、閉会の運びになりましたこと、誠にご同慶に堪えない次第であります。本年もいよいよ押し迫ってまいりました。特に緊急な案件がない限り、本日を以って、納めの議会となります。これから厳寒を迎えますおりでございますが、みなさん、くれぐれもご自愛いただきまして、無事越年されまして、ご多幸の新年をお迎えされることを祈念いたしまして閉会の言葉といたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 9時32分）